

広島県農業会議臨時常任会議員会議議事録

1 日 時 平成25年3月27日(水)15時45分から15時55分

2 場 所 広島市中区東白島町 KKRホテル広島1階「孔雀」

3 出席会議員(16名)

1番 河野 信義	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	11番 徳永 邦雄	13番 重本 貞夫
15番 下垣 雅史	17番 安井 裕典	18番 藏田 義雄	19番 中村 雅宏

4 欠席会議員(4名)

5 審議事項

緊急議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について

6 出席者

広島県農林水産局  
農業担い手支援課

主 査	月岡 繁彦
事業推進員	才上 誠
事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
次長兼総務課長	高橋 誠
次長兼業務課長	龍尾 満弘
専門員	平山 太郎
主 監	香川 和久

広島県農業会議

7 議事内容

事務局

今日お集まりの常任会議員さんにお残りいただいて、臨時の常任会議員会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

議長

私が議長を務めさせていただきます。本日の出席会議員数は、20名のうち出席が16名でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定によりまして、会議は成立いたします。

議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。第95回総会に引き続き、●番、●●会議員様、●番、●●会議員様をお願いしたいと思います。よろし

くお願いいたします。

これより審議に入ります。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について」県農業担い手支援課からご説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

●●主  
査

委員の皆様には大変お忙しいところ、また総会終了後ということで、急遽こういうかたちでご説明をさせていただくことにご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

今、議長さんの方からご案内がありましたように、農業経営基盤強化促進に関する基本方針の変更についてということで、今、諮問の方をさせていただいております。この説明をさせていただきます。

県庁農業担い手支援課の●●と申します。併せて、担当の●●と2名で参っておりますのでよろしくお願いいたします。

資料1は、この変更についてという諮問の文書でございます。1枚めくっていただきますと、「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更について」ということで、基本方針の変更を説明させていただきます。

中身を簡単に申し上げますと、県内全域において農地保有合理化事業を推進する法人として現在指定をしております財団法人広島県農林振興センターから、新たに設立をされました一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団に事業譲渡されたため、県内全域において農地保有合理化事業を実施する法人として、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団を指定するというかたちでございます。

この簡単な経緯でございますが、財団法人広島県農林振興センターは、この間、農地保有合理化法人として現在の農地の流動化、特に現在各地域で担い手に対する農地の集積ということで、このような事業を進めながら、こういった事業も進めていっていただきました。

今回、例の分収造林事業にかかる経営改革ということで、県は民事再生手続きの中で、日本政策金融公庫に損失補償代わりに財源として第三セクター債を活用することとし、農林振興センターが現在担っております分収造林事業以外の公益事業を事前に他の団体に譲渡することが必要となつてまいりました。

こういったことで、現在、これは3月21日に、その新法人、先ほど申し上げま

した一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団が設立されまして、その事業譲渡の協議につきましては、昨日行われたところでございます。そういったことで、先ほど申し上げました農業振興の関係の農業・農村支援、担い手育成に関する事業も新しいこの財団の方に引き継がれるということになっております。

ただ、その県の基盤強化促進法の基本方針の変更もどうしても必要になってくるということになるのですが、設立されたのが3月21日ということで、前回の常任会議、またいろいろなタイミングを見て、今日しかなかったということでご理解いただく中で、今日の緊急議案ということで提案をさせていただくことになったさうでございます。

その補足を●●の方からさせていただければと思います。

●●事業推進員

そもそも、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものが何かということをお簡単に説明させていただきたいと思っております。

これは、農業経営基盤強化促進法というのがありまして、この基盤法自体は、農業の担い手を明確にして、この担い手に効率的かつ安定的な農業を推進する法律ということできている法律ですが、この法律の中で県が県内の基本的な農業振興の方向を示すということで、この法人を定めるということになっております。この中で、先ほどの農林振興センターが位置付けられている農地保有合理化法人を定めるというのがありまして、その部分が今回変更になるということでございます。

この法人の変更に当たっては協議の中で広島県農業会議と広島県農業中央会の二者の意見を聞かなければならないと定められておりますので、これを今日の審議に加えさせていただきまして、ぜひ承認の方をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、県の農業支援課の方からお話をいただきました。説明につきまして、皆さま方から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

●●常任会議員

●●でございます。

この財団法人広島県農林振興センターを廃止するというのを新聞で見たのですが、衣替えというかたちで、このような森林整備、それから農業振興財団というかたちが変わっていくということですか。

そうすると、先ほど説明がありましたように農業経営基盤強化法、これに基づいたことだけで、それにプラスということではないというふうに捉えていいのでしょうか。

というのは、森林ということは森林整備がちょっと、以前のものは農林振興という言葉の色合いのところをどういうふうに、もう少し仕事が増えていったのかなと思って聞きたかったのですが、どうですか。

●●主  
査

この新しい財団へ引き継がれる事業としましては、今、私は農業部門のことしか申し上げませんでした。森林関係で申しますと、林業部門でいいますと担い手育成、木材の関係ですね、木材生産体制の確立に向けた必要な林業の労働力の確保でありまして、育成支援を継続する。

そして、水源の森事業というのがありますが、そういった公益的機能維持のための、継続のための事業も新しい財団へは引き継がれると聞いております。

議長

ご理解をいただきましたでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきたいと思います。

緊急議案でございますが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について」で、諮問のとおり変更されることに異議のない旨答申することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

会議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって緊急議案は諮問のとおり更新されることに異議のない旨、答申をいたします。

大変ご苦勞様でございました。これもちまして本日の臨時常任会議員会議を終了させていただきます。

会議員の皆様、ご協力を大変ありがとうございました。

【終了】

議 長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●